

閣郵委第15号の1  
平成27年3月26日

金融庁長官  
細溝 清史 殿

郵政民営化委員会

委員長 増田 寛也

郵政民営化法第120条第1項第8号及び第149条第1項第8号  
の規定に基づく内閣府令・総務省令案について（意見）

平成27年3月25日付け金総第1801号・総情貯第37号をもって意見を求め  
られた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

郵政民営化法第120条第1項第8号及び第149条第1項第8号の規定に基  
づく内閣府令・総務省令については、当委員会に示された内容のとおり改正する  
ことが適当である。

閣郵委第15号の2  
平成27年3月26日

総務大臣  
山本 早苗 殿

郵政民営化委員会

委員長 増田 寛也

郵政民営化法第120条第1項第8号及び第149条第1項第8号  
の規定に基づく内閣府令・総務省令案について（意見）

平成27年3月25日付け金総第1801号・総情貯第37号をもって意見を求め  
られた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

郵政民営化法第120条第1項第8号及び第149条第1項第8号の規定に基  
づく内閣府令・総務省令については、当委員会に示された内容のとおり改正する  
ことが適当である。